

平成 度 業務実績報告書

イメージ

平成 年 月

公立大学法人岐阜県立看護大学

法人の概要

法人の概要は、評価を実施するに当たって法人の全体像を把握するとともに、法人の現況を県民に分かりやすく示すためのものです。

この趣旨を踏まえ、以下の内容について簡潔に記載してください。

特に記載のある場合以外、原則として、各事業年度末の状況について記載してください。

1 法人の現況

(1) 法人名

公立大学法人岐阜県立看護大学

(2) 所在地

岐阜県羽島市江吉良町3047-1

(3) 設立年月日

(4) 役員の状況

(5) 組織図

別紙のとおり

(6) 職員数（平成 年5月1日現在の教員・事務職員数）

2 法人の基本的な目標

(1) 中期目標の前文

(2) その他法人の特徴として記載すべき事項

3 設置する大学の概要

(1) 名称

(2) 教育理念・目標

(3) 沿革

(4) 学生の状況（平成 年5月1日現在の学部学生・大学院学生数）

(5) その他

4 その他

全体的な状況

以下の大項目ごとに、法人の業務の実施状況を総括して記載してください。
その際、法人の基本的な目標等を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、法人の目指す方向性について、その実現に向けた取組や成果を理事長が総括して記載してください。

※記載分量は、最大3枚までとしてください。

1 大学の教育研究等の質の向上の状況

2 業務運営の改善及び効率化の状況

3 財務内容の改善の状況

4 自己点検・評価及び情報提供の状況

5 その他業務運営に関する重要事項の状況

大学の教育研究棟の質の向上に関する項目については、法人による自己評価を行わないため、表示されていない。

項目別の状況（小項目別自己評価結果総括表）

小項目の内容は要約したもの

大項目	中項目		小項目	通し 番号	自己 評価	検証 結果	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	(1) 業務運営体制の構築	ア 大学管理運営の強化	55			
			イ 業務実施体制の確立	56			
			ウ 法人・大学運営の迅速な意思決定	57			
		(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築		58			
		(3) 外部意見の反映	ア 学外有識者・専門家の役員、審議会委員への登用	59			
			イ 県内看護職者の意見等の把握・活用	60			
		(4) 業務運営の適正化	ア 内部監査制度の構築	61			
			イ 内部監査従事職員の専門性の向上	62			
	2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	(1) 人材の確保	ア 教員	(7) 裁量労働制等働きやすい環境整備	63		
				(4) 任期付き雇用制度の創設	64		
			イ 事務職員	(7) 事務職員人事適正化計画の作成	65		
				(4) 法人採用職員に適切に繋げていく運営の基盤づくり	66		
		(2) 評価制度の構築		67			
	3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置	(1) 実施体制の充実	ア より効果的な体制づくり	68			
			イ 法人事務局体制の確立	69			
		(2) 事務職員の育成		70			
		(3) 事務の効率化	ア 大学の特性に適合した会計制度の構築	71			
			イ 事務処理マニュアルの整備・業務フローの見直し	72			
		4 危機管理に関する目標を達成するための措置	(1) リスクマネジメントの基本方針と体制の確立	ア リスクマネジメントに係る基本方針の作成	73		
	イ 安全管理の課題把握、予防対策の推進等			74			
(2) 安全環境の確保と指導	ア 日常の安全環境の確保、防犯・防災等への対策		75				
	イ 地域関係者との適切な連携体制の確立		76				
(3) 健康管理危機と対策	ア 各種感染症の予防指導の推進		77				
	イ 健康危機管理の組織的取組ができる体制の整備		78				
(4) 情報セキュリティポリシーの確立			79				
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置		(1) 外部資金の獲得		80		
		(2) その他自己収入の確保	ア 学外者への施設等の有料開放	81			

			イ 受益者負担の原則に基づく利用者負担の検討	82		
	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置		(1) 役員・職員の経営感覚・コスト意識の高揚	83		
			(2) 管理的経費の削減	84		
	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置			85		
第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置		(1) 自己点検・評価結果に基づく改善措置の計画	86		
			(2) 機関別認証評価の受審	87		
	2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置		(1) 紀要等研究成果物のホームページでの公表	88		
			(2) 財務諸表等大学の運営状況のホームページでの公表	89		
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置		(1) 図書館の蔵書充実	90		
			(2) 中長期的な施設整備計画の策定	91		
			(3) 施設、設備等の適切な維持管理・有効な活用	92		
	2 倫理に関する目標を達成するための措置		(1) 法人倫理綱領の策定・個人情報管理の徹底	93		
			(2) ハラスメント防止の啓発・相談窓口の充実	94		
			(3) 研究費等経費の不正使用の防止	95		
	3 環境の保護に関する目標を達成するための措置		(1) 環境に配慮した省エネルギー計画の作成	96		
			(2) 環境の保護に関する基本方針の策定	97		

項目別の状況（小項目別自己評価結果個表）

以下の「項目別の状況」は、評価委員会の評価書中の「小項目ごとの検証結果」の様式としても使用する。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 教育に関する目標を達成するための措置

様式のイメージを掴みやすくするため、中期目標・中期計画の一部を抜粋して表示している。

中期 目 標	<p>(1) 人材の育成</p> <p>ア 看護学部看護学科の教育 ヒューマンケアの基本技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職として責任を持って取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を有する人材を育成する。</p> <p>イ 大学院看護学研究科の教育 保健・医療機関、福祉施設等の看護の現場における看護実践活動の改善・改革を指導する者として、県民が受ける看護サービスの現状を的確に把握し、その質の向上を図ることができる専門性の高い看護職者を養成する。</p> <p>(2) 学生の確保</p> <p>ア 適切な入学選抜の実施 大学の教育理念にかなった学生を確保するため、適切な入学選抜方法を追究し、導入する。</p> <p>イ 広報活動の充実 看護学を志向する者の拡大を図るため、戦略的かつ効果的な広報活動の推進を図る。</p> <p>(3) 学生支援</p> <p>ア 学修支援 学生の学修に関する相談・指導をきめ細やかに行うための体制の充実を図るとともに、図書の実等々の学修環境の整備を行う。 大学院看護学研究科の学生に対しては、社会人学生の置かれている立場に留意し、学修と就業が両立できるように支援する。</p> <p>イ 学生生活支援 学生の健康面や経済面など学生生活に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、学生生活が快適で豊かなものとなるよう大学施設・設備の充実を図る。</p> <p>ウ 就職支援 学生の進路や就職に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、看護師など各種資格取得に向けた適切な支援を行う。</p>
--------------	--

中期計画	通し 番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育				

<p>(7) 付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 生活者としての人間に対する深い理解と総合的な判断力をもち、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力</p> <p>b 保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働活動ができる能力</p> <p>c 多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力</p> <p>d 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め看護実践の改革に貢献できる基礎的能力</p> <p>e 主体的な自己を確立する能力と幅広い視野、複眼的な施行・判断力</p>	01			
<p>(4) 学生のニーズ・特性に配慮し、専門科目を初年時から導入した教育課程を展開する。</p>	02			
<p>(7) 職業人としての主体的な自己を高めるため、4年間の学修において教養科目を充実する。</p>	03			
<p>(5) 看護職としての生涯学習の基礎となるよう卒業研究を充実する。</p>	04			
イ 大学院看護学研究科の教育				
<p>(7) 博士前期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 看護の質の充実に向けた改革を実行する能力</p> <p>b 専門性の高い看護実践を遂行する能力</p> <p>c 多様な関係者の中で、ケアの充実に向けた調整・管理をする能力</p> <p>d 総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力</p> <p>e 各種の専門領域で人材育成を担う教育的能力</p>	05			
<p>(4) 博士後期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 看護サービスが提供される場に関与する多様な要</p>	06			

<p>因について理解ができ、実践の改善・改革の研究を指導できる能力</p> <p>b 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>c 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>d 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育や大学院教育を実施できる能力</p>	06			
(f) 看護実践の改革者育成という社会ニーズを考慮し、就業・学業の両立できる教育課程を充実させる。	07			
(g) 専門看護師育成コースの充実を図る。	08			
(h) 学生・修了者及びこれらの者の所属する施設の関係者等の評価・意見等による改善・充実を図る。	09			
(2) 学生の確保 ア 適切な入学者選抜の実施				
(f) 看護学科では、一般選抜及び特別選抜(推薦)による入学試験制度を分析・評価し、本学が求める人材を確保するため、適切な入学者選抜方法を開発し、実施する。	10			
(g) 看護学研究科では、学士課程卒以外の看護職者の出願資格の認定を行うなど看護サービスの質の向上を目指す多様な志願者を受け入れることのできる入学者選抜方法を開発し、研究科が求める人材を確保する。	11			
イ 広報活動の充実				
(f) 本学の理念・人材育成目標に適合した志願者確保のため、オープンキャンパス、学生の母校訪問などの広報活動を計画的に推進する。	12			
(g) 看護学研究科については、実習施設等への働きかけを積極的に行い、看護サービスの質の向上に連動した志願者確保を行う。	13			
(3) 学生支援 ア 学修支援				

(ア) 学生の学修について、学生相談員による個別指導や面接等により課題と支援ニーズを把握し、即応的な対応を行う。	14			
(イ) 授業評価と学生生活実態調査を計画的に実施し、その結果に基づいた学修支援を行う。	15			
(ロ) 卒業時到達目標による学修段階の評価に基づく、学生の主体的な学修の促進を行う。	16			
(ハ) 図書・雑誌・視聴覚資料等の整備の基本方針を確認するなど、学生の自主学修に適した学内環境の整備を行う。	17			
(ニ) 看護学研究科では、学生との懇談会、集団面接を定期的に行い、社会人学生のニーズを細かに把握し、対策を実施する。	18			
イ 学生生活支援				
(ア) 学生生活が豊かなものとなるように、課外活動等の活性化を支援するため、自治会活動、サークル活動等に対する大学の指導体制を確立する。	19			
(イ)	20			
(ロ)	21			
(ハ)	22			
(ニ)	23			
(ホ)	24			
ウ 就職支援				
(ア)	25			
(イ)	26			
(ロ)	27			
(ハ)	28			
(ニ)	29			

2 研究に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 研究の方向性 教員は、自己の専門性を深める研究及び専門領域に応じた教育方法の開発に関する研究等を個人の責任において主体的・計画的に行う。 さらに、県内の看護サービスの質を向上させるための研究に組織として積極的に取り組むとともに、県内の看護実践・看護職者にかかる地域ニーズの把握に努め、ニーズに対応するための研究に組織的に取り組む。</p> <p>(2) 研究の水準の向上と成果の公表 研究の水準の向上を図るために、研究成果を適切な方法で公表するとともに、各種学会等に積極的に報告し、外部評価を受ける。 また、法人としても、教員に対して研究成果の公開の機会や共有の場を提供する。</p> <p>(3) 研究倫理の遵守 看護学研究の実施に際しては、ヒューマンケアの根幹をなす倫理の尊重が不可欠であることから、研究における倫理基準の遵守を徹底する。</p>
------	---

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 研究の方向性				
ア 看護学教育に関する研究は、全教員が各自の専門分野に応じて実施し、これに基づき看護学科及び看護学研究科の教育の質の向上を図る。	30			
イ 共同研究など、大学が組織的に取り組む研究を推進し、県内の看護サービスの質を向上させる研究に取り組む。	31			
(2) 研究の水準の向上と成果の公表				
ア 教員は、所属学会への研究報告及び当該学会誌への投稿の活発化を図ると同時に、この取り組みに係る課題把握と対策を行う。	32			
イ 文部科学省科学研究費補助金等への申請内容の充実に向けた対策を行う。	33			
ウ 共同研究事業の報告の充実、同業者レビュー・評価体制の充実、地域貢献に係るパブリックコメント収集体制の整備など看護実践現場の改革を独自の手法で系統的に追究する方法を創出する。	34			
(3) 研究倫理の遵守				

<p>ア 学外者（看護管理者及び弁護士）を含む研究倫理審査部会の活動を継承し、教員が行う研究等については、研究倫理審査を恒常的体制で行う。</p>	<p>35</p>			
<p>イ 学生及び教職員を対象とした実態調査等についても、必要に応じて研究倫理審査の対象とする。</p>	<p>36</p>			

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

中期 目標	<p>(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給 法人の使命である県内で提供される看護サービスの質の向上が確実に図られるよう、学部卒業生や大学院修了者の県内での就業と定着の促進を図る。</p> <p>(2) 看護生涯学習支援体制の充実 県内の看護職者が抱えている課題等を解決し、看護職者が行う業務改善に関する研究等を支援するため、看護職者と大学との共同研究等を推進する。</p> <p>(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応 保健・医療・福祉など幅広い分野における看護サービスに関する県内のニーズに対応するための支援を行う。</p> <p>(4) 県の看護政策推進への寄与 県の高等教育機関としての使命を果たすため、大学の有する知的資源や人材を活用して、県の看護政策推進に寄与する。</p>
----------	--

中期計画	通し 番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給				
ア	37			
イ	38			
ウ	39			
(2) 看護生涯学習支援体制の充実				
ア	40			
イ	41			
ウ	42			
エ	43			
(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応				
ア	44			
イ	45			
ウ	46			
(4) 県の看護政策推進への寄与				
ア	47			
イ	48			

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

中期 目標	<p>(1) 適正な教育研究組織及び教員配置 教育、研究、地域貢献の目標をより効率的・効果的に達成するため、必要な教育研究組織を構成し、教員を適正に配置する。</p> <p>(2) 教員の能力向上 より質の高い教育研究を実施するため、研修の充実など教員の能力開発を推進する。</p> <p>(3) 外部諸機関との連携 大学の教育研究活動の充実を図るため、県内の保健・医療機関、福祉施設など外部機関との効果的な連携体制を構築する。</p>
----------	--

中期計画	通し 番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 適正な教育研究組織及び教員配置				
ア	49			
イ	50			
ウ	51			
(2) 教員の能力向上				
ア	52			
イ	53			
(3) 外部諸機関との連携				
	54			

○ 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

1 教育に関する目標を達成するための措置

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

2 研究に関する目標を達成するための措置

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 業務運営体制の構築 機動的かつ弾力的な法人運営を行うために、理事長(学長)のリーダーシップが円滑に発揮できる体制を確立し、小規模法人にふさわしい業務運営体制を構築する。
	(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築 効率的な業務運営を図るために、教員と事務職員の連携・協力体制を構築する。
	(3) 外部意見の反映 役員や審議会委員に積極的に学外者の登用を図り、外部の視点を生かした幅広い法人運営を行うとともに、看護の現場に勤務する看護職の意見を反映した人材育成を行うなど、地域に開かれた法人運営を目指す。
	(4) 業務運営の適正化 法人の業務運営の適正化を確保するため、内部監査の充実を図る。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 業務運営体制の構築											
ア 理事会を中心とした業務運営体制を構築するとともに、経営審議会及び教育研究審議会の意見を反映し、大学管理運営の強化を図る。						55					
イ 6年間の見直しに基づく業務実施体制を確立する。						56					
ウ 理事長、常勤理事等で構成する法人・大学管理運営会議を設置し、法人及び大学運営の迅速な意思決定を図る。						57					
(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築											
教員と事務職員が各々の専門性を十分に発揮し、大学の掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するため、教授会と一体となって法人及び大学の運営に取り組む体制を構築する。						58					
(3) 外部意見の反映											
ア 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用する。						59					

イ 県内の看護職の意見や現場における課題等を把握し法人運営に活用する。					60					
(4) 業務運営の適正化										
ア 内部監査制度を構築するとともに、公認会計士など専門家による業務指導を踏まえ、法人の業務運営の適正化を図る。					61					
イ 内部監査に従事する職員の専門性の向上を図る。					62					

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 人材の確保
	<p>ア 教員 大学の教育研究の質の維持向上を図るため、柔軟かつ多様な雇用形態や勤務形態を導入するなどにより、創造性豊かな教員の確保に努める。</p> <p>イ 事務職員 計画的な採用等により、法人の特性にあった専門性の高い事務職員の確保に努める。</p>
	(2) 評価制度の構築
	法人業務の質の向上を図るため、職員の能力・業績を適正に評価する制度について研究し、制度を構築する。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 人材の確保											
ア 教員											
(ア) 裁量労働制の導入など教員の勤務実態にあった働きやすい環境整備により、教員の確保を図る。						63					
(イ) 育児休業や欠員等に対する期間限定の任期付雇用制度を設ける。						64					
イ 事務職員											
(ア) 事務職員人事適正化計画を作成し、法人職員を順次採用し、より高い専門性を持つ職員構成とする。						65					
(イ) 法人職員の計画的な採用を確実に実行するため、現行の事務局体制により法人採用職員に適切に繋げていく運営の基盤をつくる。						66					
(2) 評価制度の構築											
職員の能力・業績に関しては、公正で、かつ、透明性の高い評価方法の仕組みを検討し、適切な評価制度を構築する。						67					

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 実施体制の充実 適正に事務組織を構成し、事務職員を配置するなど、法人業務の特性を踏まえた事務実施体制を構築する。
	(2) 事務職員の育成 業務運営の充実及び効率化を図るため、事務職員の研修の充実など能力開発や人材育成に努める。
	(3) 事務の効率化 事務の集約化・簡素化と適正な配分等により、事務処理の効率化を推進する。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 実施体制の充実											
ア 教育研究の特性を踏まえて大学の事務組織としての専門性を高め、より効果的な体制をつくる。						68					
イ 理事会等の諸活動、外部諸機関との連携を円滑に行う法人事務局の体制を確立する。						69					
(2) 事務職員の育成											
事務職員の基礎的、専門的な能力向上を図るため、体系的な職員研修体制を整備する。						70					
(3) 事務の効率化											
ア 大学の特性に適合した会計制度を構築し、各種事務処理手続の効率化を図る。						71					
イ 事務処理マニュアルの整備及び業務フローの見直しを進め、事務手続の合理化を図る。						72					

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

中期 目標	<p>教育研究活動を円滑に実施するため、学生及び職員の健康の確保及び事故、犯罪、災害等の発生の未然防止に努める。 また、健康を脅かす事案や事故等が発生した場合に迅速に対処できる危機管理体制を整備する。</p>
----------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) リスクマネジメントの基本方針と体制の確立											
ア リスクマネジメントに係る基本方針を作成し、危機時の対応方法を明示する。						73					
イ 安全管理の課題把握を確実にに行い、これに基づく予防対策の推進、課題発生時の対応体制の充実を図る。						74					
(2) 安全環境の確保と指導											
ア 学生、職員等にかかわる日常の安全環境の確保、防犯、防災や不適切な勧誘への対策・指導を充実させ、学内外に及ぶ安全を確保する。						75					
イ 地元教育委員会、警察署など地域関係者と適切な連携体制を確立する。						76					
(3) 健康危機管理と対策											
ア 学生、職員など全学的に各種感染症の予防指導を推進する。						77					
イ 問題発生時には、健康危機管理の組織的な取り組みができる体制を整備する。						78					
(4) 情報セキュリティポリシーの確立						79					

○ 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

第2 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 外部資金の獲得 科学研究費補助金など外部資金の獲得に努める。</p> <p>(2) その他自己収入の確保 施設の有効活用について検討を行い、適正な使用料収入の確保に努める。</p>
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 外部資金の獲得											
文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の採択率向上への対策等を行い、獲得に向けた申請を積極的に行う。						80					
(2) その他自己収入の確保											
ア 学外者に対し、教育研究に支障のない方法で施設等を実費など適正な料金で開放する。						81					
イ 財務内容により教育研究のサービス低下に繋がることのないよう、受益者負担の原則に基づく利用者の応分の負担を検討する。						82					

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

中期 目標	職員のコスト意識の改革や事務処理の効率化等により、法人運営経費の抑制に努める。
----------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 役員及び職員の経営感覚やコスト意識を高める。						83					
(2) 管理的経費の削減を図る。						84					

3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

中期 目標	
----------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
						85					

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
 1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

中期 目標	
----------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1)						86					
(2)						87					

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

中期目標	
------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1)						88					
(2)						89					

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

中期目標	
------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1)						90					
(2)						91					
(3)						92					

2 倫理に関する目標を達成するための措置

中期 目標	
----------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1)						93					
(2)						94					
(3)						95					

3 環境の保護に関する目標を達成するための措置

中期 目標	
----------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1)						96					
(2)						97					

第6 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

中期計画	年度計画	実績

2 収支計画

中期計画	年度計画	実績

2 収支計画

中期計画	年度計画	実績

第7 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
<p>1億円</p> <p>【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。</p>	<p>1億円</p> <p>【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。</p>	

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	

第9 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	

第10 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	